

## 所沢都市計画高度利用地区の変更(所沢市決定)

所沢都市計画高度利用地区を次のように変更する。

変更告示年月日
令和7年12月9日
所沢市

種類	面積	建築物の容積率の最高限度 及び最低限度		建蔽率の 最高限度	建築物の 建築面積の 最低限度	備 考
		最高限度	最低限度			
高度利用地区 (所沢駅西口地区)	約 1.9ha	60/10	30/10	7/10	250 m <sup>2</sup>	約 0.1ha 減  昭和 51 年 6 月 15 日 所沢市告示第 96 号
高度利用地区 (所沢元町北地区)	約 1.1ha	50/10	15/10	6/10	200 m <sup>2</sup>	平成 11 年 11 月 15 日 所沢市告示第 334 号 (注1) (注2)
高度利用地区 (所沢東町地区)	約 0.6ha	60/10	30/10	6/10	200 m <sup>2</sup>	平成 26 年 7 月 10 日 所沢市告示第 387 号 (注3) (注4)
高度利用地区 (所沢駅西口北街区)	約 0.6ha	60/10	30/10	6/10	200 m <sup>2</sup>	平成 27 年 9 月 30 日 所沢市告示第 519 号 (注2) (注3) (注4)
合計	約 4.2ha					

(注1) ただし、建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項第2号又は同条第6項第1号に該当する建築物にあっては1/10を加えた数値とする。  
 (注2) 壁面の位置の制限については、公用歩廊その他これに類する公益上必要な建築物で通行上支障がないものについてはこの限りではない。  
 (注3) 建築敷地面積の最低限度を1,000m<sup>2</sup>とする。  
 (注4) 建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物であるため、1/10を加えた数値とする。

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由 当該地区を含む所沢駅周辺区域が、土地区画整理事業及び市街地再開発事業により再整備が進んでいること、また、都市計画道路3・5・10中央通り線の整備が進んだことに伴い、同都市計画道路沿道について合理的かつ健全な土地利用を図るため、高度利用地区を変更するものです。